

# 指定対象医療機関について①

別添 2

特定労務管理対象機関の指定の対象となる医療機関は次のとおりです。

## 1 特定地域医療提供機関 (B水準)

○ 次に掲げる医療のいずれかを提供するために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる業務がある病院又は診療所

### (1) 救急医療 (医療法第113条第1項第1号)

※ 二次救急医療機関であって、右記要件に該当しない場合は、(3)のケに該当する医療機関として申請することが可能です。

ア 北海道医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所  
イ 北海道医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの  
(ア) 年間の救急車の受入件数が1,000件以上又は当該病院若しくは診療所が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上  
(イ) 医療法第30条の4第2項第4号(5疾病)又は第5号(5事業)の事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所

### (2) 居宅等における医療 (医療法第113条第1項第2号)

ア 在宅療養支援病院、在宅療養支援診療所  
イ その他居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たしていると認められる医療機関

### (3) 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療(医療法第113条第1項第3号)

ア がん	(ア) がん診療連携拠点病院、地域がん診療病院、北海道がん診療連携指定病院、小児がん拠点病院、小児がん連携病院 (イ) その他がん医療を行っている医療機関
イ 脳卒中	脳卒中の急性期医療を行っている医療機関
ウ 心筋梗塞等の心血管疾患	急性心筋梗塞等の急性期医療を行っている医療機関
エ 精神疾患	(ア) 精神科救急医療体制整備事業の参加病院 (イ) 20歳未満の精神疾患を有する患者の診療を行っている医療機関
オ へき地医療	(ア) 地域医療支援病院、へき地医療拠点病院、地方・地域センター病院 (イ) その他巡回診療や代診医の派遣等、へき地の診療支援を行っている医療機関
カ 周産期医療	(ア) 周産期母子医療センター (イ) その他分娩を行っている医療機関
キ 小児医療	(ア) 小児地域医療センター、小児地域支援病院、小児救急医療支援事業参加病院 (イ) その他小児医療を行っている医療機関
ク 移植医療	臓器提供施設、移植施設、生体臓器移植を行っている医療機関
ケ その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた医療機関	当該医療機能に係る業務について、個別に内容を確認し、本項目に該当することが適当と認められる医療機関

# 指定対象医療機関について②

<b>2 連携型特定地域医療提供機関</b> (連携B水準) (医療法第118条第1項)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 医療提供体制の確保のため他の医療機関に医師の派遣を行うことによって、派遣をされる医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる病院又は診療所</li><li>○ 医師の派遣は、当該病院又は診療所の管理者の指示により行われるもののほか、管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたもの</li></ul>
<b>3 技能向上集中研修機関</b> (C-1水準)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 医師法第16条の2第1項の都道府県知事が指定する病院若しくは医師法第16条の11第1項の研修を行う病院又は診療所であって、研修を受ける医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として次に掲げる業務があると認められる病院又は診療所</li></ul>
<b>(1) 臨床研修病院</b> (医療法第119条第1項第1号)	臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの
<b>(2) 専門研修を行う医療機関</b> (医療法第119条第1項第2号)	当該研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められるもの
<b>4 特定高度技能研修機関</b> (C-2水準) (医療法第120条第1項)	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 特定分野（日本専門医機構が定める19基本領域）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であって、医師の時間外・休日労働時間が1年について960時間を超える必要があると認められる業務がある病院又は診療所</li></ul>

# 特定労務管理対象機関の指定要件

	要件
1	<p>労働時間短縮計画の案が次に掲げる要件を全て満たすものであること</p> <p>(1) 当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること</p> <p>(2) 次に掲げる事項が全て記載されていること</p> <p>ア 当該医療機関に勤務する医師の労働時間の状況</p> <p>イ 当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標</p> <p>ウ 当該医療機関に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項</p> <p>エ アからウに掲げるもののほか当該医療機関に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項</p> <p>オ 臨床研修又は専門研修を効率的に行うための取組に関する事項 <b>【技能向上集中研修機関のみ】</b></p>
2	<p>医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること</p>
3	<p>当該医療機関の管理者が、労働基準法又は最低賃金法の規定に違反する行為を行い、刑事訴訟法の規定による送致又は送付が行われ、その旨が公表された日から1年を経過していないものがないこと</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>〈労働基準法・最低賃金法の規定〉</p> <p>労働基準法：第24条(賃金の支払)、第32条(労働時間)、第34条(休憩)、第35条第1項(休日)、第36条第6項(第2号及び第3号に係る部分に限る。)(時間外及び休日の労働)、第37条第1項及び第4項(時間外、休日及び深夜の割増賃金)、第141条第3項(時間外及び休日の労働)</p> <p>最低賃金法：第4条第1項(最低賃金)</p> </div>
4	<p><b>【特定高度技能研修機関のみ】</b></p> <p>当該研修を受ける医師は、次に掲げる事項を記載した高度な技能を修得するための研修に関する計画が作成された者であって、研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けた者であること</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 研修において修得しようとする技能に係る特定分野に関する事項</p> <p>(3) 当該技能の内容に関する事項</p> <p>(4) 上記のほか、当該技能の修得に関する事項</p>